

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警察大学校国際警察センター所長
 皇宮警察本部副本部長
 各管区警察局広域調整担当部長 殿
 警視庁関係各部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 庁内各局部課長

警察庁丁参企画発第95号、丁人発第120号
 丁刑企発第23号、丁国捜発第539号
 丁外事発第59号、丁国テ発第38号
 令和8年3月13日
 警察庁長官官房参事官(教養・厚生・国際担当)
 警察庁長官官房人事課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
 警察庁警備局外事情報部外事課長
 警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

通訳体制の拡充等に向けた取組の推進について(通達)

我が国における昨今の外国人情勢をみると、令和7年6月末現在における在留外国人の数は約396万人と過去最高を更新し、増加傾向が継続している。また、令和6年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は41.1%となっており、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向がうかがわれることから、外国人被疑者を検挙した際には、同時に多数の通訳人が必要となる可能性も想定する必要がある。これらを踏まえれば、今後も警察活動における通訳需要の更なる増加が見込まれることから、部内通訳人(各都道府県警察において通訳人として指定を受けた警察職員をいう。以下同じ。)及び部外通訳人(各都道府県警察から委嘱を受けて通訳に従事する民間の通訳人をいう。以下同じ。)の育成・確保による通訳体制の拡充を一層推進するとともに、その効果的な運用や能力の維持向上等に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、各位にあつては、下記の点に留意し、管轄区域の情勢を踏まえつつ、通訳体制の拡充等に向けた取組を推進されたい。

なお、「持続可能な通訳体制の確立について(通達)」(令和4年2月9日付け警察庁丁参企画発第11号ほか)及び「部外通訳人の拡充に向けた具体的取組事項について(通達)」(令和7年3月24日付け警察庁丁参企画発第172号ほか)は、廃止する。

記

1 通訳体制の拡充に向けた基本的事項

(1) 通訳需要の把握

平素から、通訳を要する言語の種類や通訳を利用する頻度に係る情報を部門横断的に収集・分析することによって、言語別の通訳需要を把握し、把握した需要に基づき、計画的に部内通訳人の育成及び部外通訳人の確保に努めること。

(2) 都道府県警察間における相互連携の強化

同時に多数の通訳人を要する事案が発生した場合等、特に通訳需要が高まった際には、都道府県警察間の部外通訳人の相互紹介等による通訳人の確保や、遠隔通訳による対応を円滑に行うことが重要であることから、警察庁が集約する各都道府県警察の通訳体制に関する情報に基づく連携をはじめ、他の都道府県警察からの要請に柔軟に対応するなど、都道府県警察間の相互連携を一層強化すること。

2 部内通訳人の育成・運用等

(1) 現状

部内通訳人については、通訳需要が高まっている言語等の通訳人の育成が急務となっているほか、通訳人の士気及び能力維持・向上の意欲が低下しないよう、通訳の実践経験や研修機会を付与する必要がある。特に、後者の点については、通訳人が通訳運用部門（通訳センター等の、通訳人の運用を一元的に所掌する部署をいう。以下同じ。）以外の所属に配置されている場合には、通訳要請を受けながらも自所属の業務の都合により応じられず、通訳機会を逸するという状況を可能な限り回避すべきである。

(2) 取組事項

現状を踏まえ、次の事項に取り組むこと。

ア 人材の発掘・確保

将来的に部内通訳人となり得る人材を確保するため、外国語の語学能力を有する者の採用に向けた取組を進めるほか、通訳業務の魅力や初任科生等の若手警察職員に伝えることによって裾野の拡大を図るなど、育成対象として適性を有する人材の発掘に努めること。また、有為な人材を的確に把握するため、各部門において、平素から部内通訳人の育成に関する重要性の認識を共有すること。

イ 計画的な育成

各都道府県警察の通訳需要に応じて育成人数の拡大を検討するなどして、中長期的な育成計画を策定し、警察大学校国際警察センターにおける語学研修や都道府県警察独自の育成研修等により部内通訳人を育成すること。

ウ 育成後の運用方針の事前調整

育成対象者については、人選の段階から、人事その他の関係部門が緊密に連携し、部内通訳人に指定した後の配置部署や運用方針について協議してお

くなど、将来の円滑な運用を見据えた事前調整に努めること。

エ 部内通訳人の指定の基準

各都道府県警察において部内通訳人を指定する際には、以下の項目を参考とし、通訳業務を適正に遂行する能力の有無を判断すること。

- (ア) 警察大学校国際警察センターの語学研修科Ⅱ課程以上を修了した者
- (イ) 都道府県警察が実施する各種語学研修を修了した者
- (ウ) 警察庁が実施する外国語技能検定中級以上に合格した者
- (エ) 都道府県警察が独自に実施する語学検定試験等に合格した者
- (オ) 英語については、公益財団法人日本英語検定協会が運営する実用英語技能検定（以下「英検」という。）準1級以上の試験に合格した者、英語以外の外国語については、これと同等の資格を有する者
- (カ) その他、通訳経験や在外経験を有するなど、通訳可能な語学力を有し、通訳業務に適性があると認められる者

オ 適切な人事配置

部内通訳人の配置状況を検証し、真に通訳を必要とする部署への配置に努めることはもとより、昇任配置においても、部内通訳人としての柔軟な運用が可能となるよう配慮すること。また、特に通訳需要が高まっている言語については、通訳運用部門や通訳に即応できる部署への配置、併任の発令等、当該言語の部内通訳人を最大限に運用するための柔軟な人事配置を検討すること。

カ 積極的な運用

通訳運用部門は、各部内通訳人の運用状況を把握し、捜査部門や通訳人が配置されている所属と連携し、全ての部内通訳人が可能な限り多くの通訳業務に従事できるよう調整すること。

キ 処遇への配慮

- (ア) 部内通訳人の勤務成績を適正に評価した昇任管理を行うとともに、部内通訳人が旺盛な士気を維持しつつ職務に精励するよう、部内通訳人の功労を適切に評価し、表彰を一層積極的に実施すること。
- (イ) 部内通訳人が配置されている所属の幹部は、部内通訳人に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、積極的に通訳実施の機会を与えること。

ク 能力の維持・向上に向けた研修等

- (ア) 通訳運用部門においては、部内通訳人の語学能力を的確に把握した上で、個々の自己研鑽のみに頼ることなく、外国人が関係する犯罪捜査、情報収集活動、相談事案受理等に必要な語学能力等に関する実践的な教養や都道府県警察独自のブラッシュアップ研修等を実施し、部内通訳人の専門的知識・技能の維持・向上を図ること。

- (イ) 都道府県警察内での開催に限らず、複数都道府県合同による開催も含め、部内通訳人に対する研修を積極的に実施すること。また、その際、テレビ会議システムの活用等により、できるだけ多くの者が研修に参加できるよう配慮すること。
- (ウ) 通訳需要の高い都道府県警察への研修目的による出向・派遣を検討するなど、実践的な通訳機会の付与に努めること。

3 部外通訳人の確保・運用等

(1) 現状

部外通訳人による通訳件数は年々増加し、その必要性が一層高まっている中で、特に通訳需要が高い言語や部内通訳人の育成が容易ではない言語に適切に対応するためには、部外通訳人の委嘱拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。他方、部外通訳人は、語学能力・通訳能力に優れる反面、部内通訳人と比べ刑事手続等に精通していないこともあることに留意が必要である。

(2) 取組事項

現状を踏まえ、次の事項に取り組むこと。

ア 部外通訳人の委嘱拡大に向けた取組

- (ア) 通訳需要や現状の通訳体制を踏まえ、短期・中長期的な部外通訳人の確保方針を策定するとともに、相応な通訳謝金単価額を設定するなど、部外通訳人の処遇の充実を図ること。
- (イ) 都道府県警察のウェブサイトによる募集のほか、募集の対象となる言語を使用する外国人のコミュニティが多く利用するメディアの活用を模索するなど、戦略的な募集広報に努めること。
- (ウ) 部門横断的な情報共有を基に、各種警察活動において協力関係にある大学、自治体、国際交流協会等の関係機関と連携した組織的な募集活動を行うなど幅広い言語の部外通訳人の確保に努めること。
- (エ) 在職中に部内通訳人として活動した経歴を有する退職者等、部外通訳人として運用するに十分な語学能力・通訳能力を有し、警察活動への十分な理解のある者に対して部外通訳人としての協力を依頼するなど、部外通訳人の委嘱拡大を図ること。

イ 部外通訳人の委嘱の基準

部外通訳人の委嘱に際しては、警察活動における通訳の役割や重要性について理解を得るほか、以下の項目を参考として、面接時に実践的な審査を行うなどにより、適性の有無を判断すること。

- (ア) 外国語通訳の知識、技能及び経験を有する者
- (イ) 国際交流基金及び日本国際教育支援協会が運営する日本語能力試験にお

けるN1試験に合格した者（対象者が日本語を母語としない場合）

- (ウ) 英検準1級以上の試験に合格した者、英語以外の外国語については、これと同等の資格を有する者（対象者が日本語を母語とする場合）
- (エ) 警察業務に理解があり、協力を得られる者
- (オ) 社会的信望を有し、公平・中立な立場で通訳業務に従事することができる者と認められる者
- (カ) 捜査の秘密を守り得ると信用するに値する者
- (キ) その他、通訳可能な語学力を有し、通訳業務に適性があると認められる者

ウ 部外通訳人に対する研修の実施等

部外通訳人が、警察の通訳人としての心構えや来日外国人犯罪情勢等を十分に理解した上で、本来の能力を発揮し、適切な通訳を行えるよう、委嘱時の研修の実施はもとより、定期的に講習会を開催するなど、部外通訳人による通訳の質の確保に努めること。

特に、部外通訳人を介して取調べ等の捜査活動を行う際には、不正確な通訳や、通訳人としての役割を逸脱した不用意な発言によって捜査活動の適正性に疑義が生じることのないよう、通訳運用部門と捜査部門が連携して、捜査上の秘密の厳守を含む刑事手続における通訳人の運用に係る留意事項について必要な研修を徹底するとともに、取調べ官等と通訳人との間で、事案内容、取調べが必要な事項、専門用語等について事前に打合せを行い、捜査活動における適正な通訳人の運用に努めること。